



健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 二月二十四 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ミック・フナイリ薬局	広島市中区舟入川口町一〇番二九―二号	令和 八・三・一

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 二月二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三川町薬局	広島市中区三川町二番八号	令和 八・二・一